

香川県農業経営負担軽減支援資金実施要綱

平成 13 年 11 月 16 日 13 農経第 22187 号
最終改正 令和 7 年 5 月 16 日 7 農政第 41357 号

第 1 趣旨

本措置は、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付ける償還負担の軽減を図るのに必要な資金について、県が利子補給を行うことにより、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するものである。

第 2 定義

この要綱において農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）とは、香川県農業負債整理関係資金基本要綱（平成 14 年 10 月 22 日付け 14 農経第 17990 号。以下「基本要綱」という。）の対象となる農業経営負担軽減支援資金をいう。

第 3 資金の内容等

1 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 個人であって、次の全ての要件を満たす者。

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、基本要綱第 3 の 1 の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が 60 歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

(2) 法人であって、次の全ての要件を満たす者。

ア (1) のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）認定新規就農者（同法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定新規就農者をいう。）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町が認める者をいう。）

2 資金使途

本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年 5.0% 以下のものを除く。）の借換えとする。

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金

(2) 農業近代化資金（香川県農業近代化資金融通措置要綱（平成 15 年 3 月 3 日 14 農経第 29500 号）第 2 に規定する農業近代化資金をいう。）

(3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭

和 30 年法律第 136 号)第 2 条第 4 項の経営資金をいう。)

- (4) 農業改良資金(農業改良資金融通法(昭和 31 年法律第 102 号)第 2 条に規定する農業改良資金及び香川県農業改良資金貸付規則を廃止する等の規則(平成 22 年香川県規則第 57 号)附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金(同規則第 1 条の規定による廃止前の香川県農業改良資金貸付規則(平成 15 年香川県規則第 4 号)第 2 条に規定する農業改良資金をいう。)
- (5) 青年等就農資金(農業経営基盤強化促進法第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する青年等就農資金(同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。))及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成 25 年法律第 102 号)附則第 9 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。)
- (6) その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げるもののうち、県と本資金に係る利子補給契約を締結している融資機関とする。

- (1) 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額
貸付限度額は、2 に規定する営農負債の残高とする。
- (2) 償還期限及び据置期間
償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)は 10 年以内とし、据置期間は 3 年以内とすることができるものとする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を 15 年以内とすることができる。
- (3) 償還方法
償還方法は、元金均等払いとする。
- (4) 貸付利率
貸付利率は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知)第 2 の 4 の(4)の規定に基づき、農林水産経営局長が定める率とする。

第 4 利子補給承認手続等

利子補給承認手続等は、香川県農業経営負担軽減支援資金実施事務処理要領に定めるところによるものとする。

第 5 他の制度資金との関係

- (1) 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 第 2 に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。
- (2) 第 3 の 1 に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

附 則

1～47 （略）

48 この要綱は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。